

市民参加実施予定シート

予 定
平成30年4月1日時点

担当課(環境政策・放射能対策課)

1 市民参加の手續 実施予定について

通称	流山市路上喫煙の防止及びまちをきれいにする条例の一部改正	市が考える 市民等への影響	<メリット> ・路上喫煙行為の減少による歩行者等の安全の確保。 ・ポイ捨て行為の減少による環境美化。 <デメリット> ・重点区域内で路上喫煙又はたばこの吸い殻のポイ捨てを行った場合、直ちに過料が科される。
名称	流山市路上喫煙の防止及びまちをきれいにする条例の一部改正する条例(案)		
概要	路上喫煙及びポイ捨て行為に対するより実効性のある防止対策として、過料を定めた規定の一部を直ちに過料を科す直接罰に改正するとともに、所要の改正を行うもの。 具体的には、路上喫煙防止重点区域内における路上喫煙行為及びたばこの吸い殻のポイ捨て行為について、直ちに過料を科す直接罰方式に改正する。 また、路上喫煙に係る禁止事項について、よりわかりやすくするために条文を改正する。		

(1) 市民参加の対象事項について

市民参加の対象事項に該当するもの (条例第5条第1項及び第4項)		市民参加の手續を実施しないもの (第5条第2項の規定)	
<input type="checkbox"/>	(1) 基本構想、基本計画その他基本的な事項を定める計画の策定又は変更	<input type="checkbox"/>	(1) 軽易なもの
<input checked="" type="checkbox"/>	(2) 行政の運営に関する基本方針を定める条例又は市民に義務を課し、若しくは市民の権利を制限することを内容とする条例の制定又は改廃	<input type="checkbox"/>	(2) 緊急に行わなければならないもの
<input type="checkbox"/>	(3) 公共施設の設置に係る計画の策定又は変更	<input type="checkbox"/>	(3) 法令の規定により実施の基準が定められており、その基準により行うもの
<input type="checkbox"/>	(4) 市民生活に大きな影響を及ぼす制度の導入又は改廃	実施しない詳しい理由	
<input type="checkbox"/>	(5) 条例以外で定める市民が納付すべき金銭のうち、規則で定めるものの額の設定又は改定に係る基本方針の策定又は変更		
<input type="checkbox"/>	第5条第4項の規定により、対象事項ではないが、市民参加を行う場合		

(2) 市民参加の手法について

市民参加の方法(条例第6条第1項)					左記の市民参加の方法を選択した理由・実施時期(流れ)を選択した理由
実施方法	実施予定時期	参加が期待される市民等	その他特記事項		
複数 実施	<input checked="" type="checkbox"/> 審議会等	平成29年4月17日、5月29日、7月3日	審議会委員	流山市環境審議会	専門的見地から意見を聴取できることから環境審議会を開催して意見を聞き、諮問し答申を受ける。また、路上喫煙及びポイ捨ては、身近な問題であり、できるだけ多くの市民等から意見を取り入れる必要があるため、時間や場所等に拘束されずに意見表明ができるパブリックコメントを実施する。
	<input checked="" type="checkbox"/> パブリックコメント手續	平成29年9月15日から10月20日	全市民等	特になし	
	<input type="checkbox"/> 意見交換会				
	<input type="checkbox"/> 公聴会				
	<input type="checkbox"/> 政策提案制度				
	<input type="checkbox"/> その他				

(3) 市民参加のスケジュール(予定)

平成28年度		平成29年度											平成30年度		
4~9月	10月~3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4~9月	10月~3月
		4月17日 ● 審議会	5月29日 ● 審議会		7月3日 ● 審議会		9月15日~10月20日 パブリックコメント	8月31日~10月2日 第3回定例会	総務課議案提出	11月30日~12月20日 第4回定例会	市民等への周知			4月1日 ● 改正条例施行	

2 当初予定からの変更履歴

変更項目	変更日	変更内容・理由	変更項目	変更日	変更内容・理由